

随意契約

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)署名：商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
地域活性化雇用創造プロジェクト・地域活性化人材確保推進事業	R6.5.9	一般社団法人島根県経営者協会 会長 島根県松江市母衣町55番地4	3,143,316	第167条の2第1項第2号	本業務を効果的かつ効率的に実施可能な唯一の団体であるため			雇用政策課	
令和6年度「中学生ものづくり体験教室」事業	R6.5.7	島根県技能士会連合会 会長 舟木 清 島根県松江市西嫁島1-4-5SPビル2F	3,499,710	第167条の2第1項第2号	多職種の優れた技能士を学校現場に指導者として派遣でき、事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。			雇用政策課	
X線光電子分光分析装置の分析室ターボポンプ化業務委託	R6.5.28	日新精器株式会社 松江営業所 松江市南田町93-7	4,655,277	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない			産業技術センター	
浜田技術センター土壌汚染状況調査業務委託	R6.5.29	島建コンサルタント株式会社 出雲市大社町入南1307-45	3,513,400	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない			産業技術センター	
令和6年度離職者等再就職訓練事業(パソコンも学べる大型自動車運転手養成科)	R6.5.27	有限会社Willさんいん 松江市朝日町498 松江センタービル8F	3,168,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
令和6年度離職者等再就職訓練事業(情報ビジネス科①)	R6.5.30	職業訓練法人 安来地域能力開発振興協会 安来市今津町532-3	3,465,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
令和6年度離職者等再就職訓練事業(PC基礎・簿記初級科)	R6.5.29	職業訓練法人 島根中央能力開発振興協会 大田市大田町大田イ309-2	3,465,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定。			東部高等技術校	単価契約
令和6年度島根県アンテナショップ立地エリア追加調査業務委託	R6.5.8	株式会社矢野経済研究所 東京都中野区本町2-46-2 中野セントラルビル	1,996,500	第167条の2第1項第2号	昨年度に同相手方に委託した調査業務を基本とした業務であるため、契約の相手方でないと、目的を達しない			しまねブランド推進課	
令和6年度島根県産品お中元ギフトセンターに係る案内文書送付業務委託	R6.5.19	一畑電気鉄道株式会社 松江市中原町49	1,023,180	第167条の2第1項第2号	旧一畑百貨店の顧客に対して案内送付する業務であるため、契約の相手方でないと、目的を達しない			しまねブランド推進課	当初契約 R6.5.13 1,023,180円 変更契約 R6.5.30 1,026,780円
令和6年度展示商談会での島根県ブース事務局運営業務委託	R6.5.1	令和6年度展示商談会での島根県ブース事務局運営業務委託 代表構成員 株式会社フジヤ広島支店 広島県広島市中区基町13-13 広島基町NSビル8階	19,900,000	第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			しまねブランド推進課	
展示商談会補助事業者開発商品等幹旋業務委託	R6.5.1	一般財団法人島根県物産協会 松江市殿町191番地	1,698,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない			しまねブランド推進課	
令和6年度Ruby合宿運営業務	R6.5.19	株式会社イーストバック 松江市西茶町40-1	7,138,069	地方自治法施行令第167条の2第1号第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			産業振興課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和6年度島根大学高度IT人材育成「ITサービス開発実践講座」企画実施業務	R6.5.7	千葉県佐倉市六崎704 スタートアップ・ブレイン株式会社	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	・今回の企画講義は、シリコンバレー発祥の新規事業開発のための実践的教育プログラム「リーンローンチャット」に基づいて企画、実施するもので、本理論をビジネスに活用する例は多く見られるが、同社代表の堤氏は、新規事業の立ち上げや投資活動といったビジネス面での経験に加え、大企業向けの事業創出支援の他、東京工業大学、早稲田大学、名古屋大学、同志社大学、大阪大学など教育現場での豊富な指導経験を有するなど、ビジネス、教育両面における高度な専門性が認められる。 ・同社代表の堤氏はH30年度の事業開始当初から島根大学における講義の企画・立案を担っているため、過年度の課題を踏まえた講義内容の検証や見直しが可能である。		産業振興課	
令和6年度専門高校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務(浜田商業高校)	R6.5.1	東京都新宿区西新宿2丁目6-1 新宿住友ビル4階株式会社イードージュ	3,993,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の運営にあたっては、以下の理由から(株)イードージュが唯一の実施先である。 ・本業務は、Webアプリ開発のためのツールBubbleについて学習後、学生たちの身近な課題を発見しアプリの開発により課題を解決するという専門性の高い内容を指導する必要があるが、同社は課題解決のための仮説検証のプロセスに精通していることに加え、県西部において県立大学、浜田医療センター附属看護学校及び遼南高等学校など、教育現場での豊富な指導実績を有している。 ・当初(H28)から浜田商業高校での授業の企画・立案を担っているため、過年度の課題を踏まえた授業内容の検証や見直しが可能である。 ・本事業は以下の理由により3年程度は同じ企業が受託することが望ましい。(前回コンペR4年度) ①長期間に渡り高校の授業の運営を行うため、一定の経験値が必要。②教材の準備等の負担が大きい。③高校生の入学から卒業までと同じ3年間を同一企業が受託することで、生徒の成長に応じた的確な指導を行うことができる。(同校教員、保護者からの要望)		産業振興課	
令和6年度隠岐高等学校の生徒を対象としたIT人材育成に係る支援業務	R6.5.21	島根県松江市朝日町498番地 松江センタービル8F 有限会社Willはんいん	2,973,792	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の運営にあたっては、以下の理由から有限会社Willはんいんが唯一の実施先である。 ・本業務は、地域の課題・ニーズを発見し、ITを活用して課題を解決する。又は、ニーズに応える力を育成するカリキュラムが核となるが、同社はこうした人材育成プロセスに精通し、教育現場での指導実績を有する。 ・同社は隠岐の島町に事業所を持つ唯一の県内IT企業であり、担当教員との円滑な連絡調整や、地元のニーズを的確に捉えた授業企画が可能である。 ・H29年度の事業開始当初から隠岐高校でのIT授業の企画・立案を担っているため、過年度の課題を踏まえた授業内容の検証や見直しが可能である。 ・過年度の授業実績から同社への同校教員等からの評価が高く、引き続き同社と連携した授業実施を希望する声が多い。		産業振興課	
令和6年度県内高校生と県内企業との交流イベントの開催業務	R6.5.28	「令和6年度県内高校生と県内企業との交流イベントの開催業務」受託コンソーシアム 代表者:島根県松江市朝日町498番地 松江センタービル8F 有限会社Willはんいん 代表取締役 金築 理恵 構成員:東京都三鷹市下連雀3-38-16 スマート・パーク三鷹3階 株式会社コクリ 代表取締役 佐藤 弘人	5,999,810	地方自治法施行令第167条の2第1号第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定		産業振興課	
R6首都圏等の企業を対象とした石見地域視察ツアー開催業務委託	R6.5.2	株式会社日本旅行Tis松江支店 松江市朝日町472-2	15,278,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定		企業立地課	
島根県人材確保支援サポート業務(中山間地域・製造業)	R6.5.27	株式会社シーズ総合政策研究所 松江市菅田町180番地	17,578,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定		企業立地課	
山陰中央新報と連携した情報発信業務	R6.5.21	株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 島根県松江市殿町383	4,792,799	第167条の2第1項第2号	山陰中央新報は、県内第一位の新聞発行部数であり、多くの学生やその保護者を対象に県内企業への就職を促進するための情報発信ができる有効な広告媒体である。本紙を発行する株式会社山陰中央新報社が本業務を実施できる唯一の者である。		雇用政策課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
マレーシア市場における島根県産食品販路拡大業務	R6.5.1	株式会社 KM INTERNATIONAL 宮城県仙台市宮城野区新田東2丁目12番3号ナイスサンソレイユ小鶴新田905	1,496,000	167条の2第1項第2号	株式会社 KM INTERNATIONAL社は、JETROの輸出プロモーター(農林水産・食品分野)や農林水産省GFP農林水産物輸出プロジェクト専門家、国税局日本産酒類輸出コンソーシアムの専門家にて活躍され、海外における日本産食品の販路開拓、マーケティング活動を数多く支援した実績を有する。また、マレーシアには年数回渡航し、関係者との関係構築や情報収集を行ったり、他県でもマレーシア商談会の実施など販路開拓やマーケティング活動を数多く支援した経験がある。 今回の業務委託に際しては、同社に業務を委託することが最も有益で効率的な成果を得られることができるため。			しまねブランド推進課	
オーストラリア・島根フェアにおける業務委託	R6.5.30	Jun Pacific Corporation Pty Ltd Managing Director Hiroshi Umeda	1,299,375	167条の2第1項第2号	Jun Pacific Corporation Pty Ltd社は、1976年にシドニーで日本食材小売専門店「東京マート」を開店したことに始まる日系輸入卸業者。シドニー(東京マート)・ゴールドコースト・ブリスベン・メルボルン・パース(フジマート)に小売店を展開するほか、オンライン販売にも力を入れている。その他、日本食材小売店、日本食レストランはもとより、豪州国内大手スーパーマーケットとも取引する企業。今回は、業務用現地商談会並びに日系小売店でのPR販売及び試食を伴うデモ販売を計画しており、オーストラリアではJun Pacific Corporation Pty Ltd社しかないため。			しまねブランド推進課	
大阪・関西万博を契機とした外国人観光客向け誘客プロモーション業務	R6.5.31	「大阪・関西万博を契機とした外国人観光客向け誘客プロモーション業務」企画運営コンソーシアム 代表者 株式会社ITB 山陰支店 島根県松江市朝日町477-17	23,990,549	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公募型プロポーザルにより委託先を選定			観光振興課	
ベトナム関係者訪問手配及び島根県誘致セミナー商談会運営業務	R6.5.1	株式会社エムエスツーリスト 東京都品川区西五反田1丁目30-2	2,661,900	167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない			観光振興課	